

社団法人 岩手県経営者協会定款

昭和 38 年 3 月 8 日制定
昭和 38 年 7 月 1 日改正
昭和 51 年 5 月 29 日改正
昭和 52 年 5 月 27 日改正
昭和 53 年 5 月 30 日改正
昭和 54 年 5 月 29 日改正
昭和 61 年 5 月 27 日改正
平成 7 年 5 月 30 日改正

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、社団法人岩手県経営者協会と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、事務所を盛岡市中ノ橋通一丁目 1 番 25 号におき必要に応じ県内各地に支部をおくことができる。

第 2 章 目的及び事業内容

（目的）

第 3 条 本会は、労働及び社会問題の調査研究を行い、経営者の研修に勉むると共に企業の合理的繁栄と労使関係の健全なる発達とを推進し、以って産業平和の確立、産業経済の振興と文化の進展とに寄与することを目的とする。

（事業内容）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）労働及び社会問題に関する調査研究
- （2）事業経営の民主化、経営管理及び技術向上に関する調査研究
- （3）経営者の研修啓発及び経営団体の組織、連絡運営の強化
- （4）労使協調に関する指導斡旋
- （5）関係外部諸機関との連絡提携
- （6）その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会員

（会員資格）

第 5 条 本会の会員たる資格を有するものは、岩手県内において事業を営営する個人、法人及びそれらのものの団体並びに理事会において特に会員たることを認めたものとする。

（入会手続）

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、本会所定の入会申込書に所要事項を記載し、記名捺印の上会長あて申込まなければならない。

2 前項の規定により入会申込があった場合は、理事会において之を審査し、適当と認めたときは会長がその入会を承認してその旨申込者に通知し且会員名簿に登録するものとする。

3 会員としての権利及び義務は、前項の規定により会員名簿に登録され且總會の定むる入会金規程に基き所定の入会金を納入したときから発生するものとする。

（会費納入の義務）

第7条 会員は、總會の定むる会費規程に基き所定の会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして会長に申出で、その承認を得なければならない。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によって除名することが出来る。

- (1) 本会に対し不正の行為があったとき
- (2) 本会の体面を傷つけたとき
- (3) 会費滞納が1ヶ年以上に及んだとき

（会員資格喪失）

第10条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは会員たる資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 破産、禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき
- (5) 解散したとき

（会員資格喪失時期）

第11条 会長は、第8条の規定による退会の申出があった日から起算して1ヶ月を経過した日において、その申出会員に退会の承認を与え且会員名簿から削除するものとする。

2 会長は、第9条の規定による除名の議決のあったもの及び前条第3、4、5号の各号に規定する事由の発生があった当該会員を遅滞なく会員名簿から削除するものとする。

3 会員の権利及び義務は、前2項の規定によって会員名簿から削除されたときに消滅するものとする。但し、未納の会費を納入する義務は免れない。

4 会員たる資格を喪失した場合には、既に納入した入会金及び会費は理由の如何に拘らず之を返還しない。

第4章 役員及び職員

（役員の種類及び定数）

第12条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	5 名 以 内
専務理事	2 名 以 内
理 事	70 名以内（会長、副会長及び専務理事を含む）
監 事	3 名

（役員の選任）

第 13 条 会長、副会長及び専務理事は、理事会において之を互選する。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会員以外から選任する理事・監事は 2 名以内とする。

（役員の任期）

第 14 条 役員の任期は、2 年とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

3 役員は、その任期満了の場合においても後任役員の就任迄はその職務を行うものとする。

4 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。

（役員の職務）

第 15 条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは予め理事会が定めた順位に基きその職務を代行する。

3 専務理事は、会長の命により常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成して本会の業務を執行する。

5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

（顧問）

第 16 条 会長は、理事会の承認を得て本会に顧問をおくことが出来る。

2 顧問は、重要会務について会長の諮問に応じ又は意見を述べる事が出来る。

（職員）

第 17 条 本会の事業運営及び事務処理のため事務局を設け事務局長以下必要な職員を置く。

2 職員は、会長が之を任免する。

第 5 章 会議

（会議の種類）

第 18 条 本会の会議をわけて総会、幹部会及び理事会とする。

（総会）

第 19 条 総会は、本会の最高意思決定機関で、之を通常総会及び臨時総会にわかす。

2 通常総会は毎年 5 月に、また臨時総会は必要の都度之を開くものとする。

3 5 分の 1 以上の会員又は監事から会議の目的たる事項及び理由を記載した書面を以て請求があったときは、会長は臨時総会を開くことを要する。

（総会付議事項）

第 20 条 この定款に別段の定めのある事項の外、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 毎年度事業報告及び収支決算の承認
- (2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算案の審議決定
- (3) 会費及び入会金の賦課、徴収方法の決定
- (4) 新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) その他必要な事項

（総会の召集及び議長）

第 21 条 総会は会長がこれを召集し、その議長となる。

2 総会の召集は、会日の 5 日前までにその会議の目的たる事項並びに開催日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

（総会の定足数）

第 22 条 総会は、会員総数の過半数の出席を以って成立する。

（議決権）

第 23 条 会員は、各々一個の議決権を有する。会員は、他の出席会員に委任してその議決権を行使することが出来る。但し、此の場合は本会所定の委任状を以って代理権を証明することを要する。

（総会の議決方法）

第 24 条 総会の議事は、出席会員の議決権の過半数を以って之を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録の備付）

第 25 条 理事会は、総会の議事録を作成し、議長及び署名人が記名捺印の上本会に保存するものとする。

（幹部会）

第 26 条 会長は、随時副会長及び専務理事を召集して幹部会を構成し、本会運営の要綱に関し審議することが出来る。

（理事会）

第 27 条 理事会は、次の場合に開催する。

（1）会長が本会の業務執行に関し必要と認めたとき

（2）5 分の 1 以上の理事又は監事から会議の目的たる事項及び理由を示して請求があったとき

（理事会の付議事項）

第 28 条 理事会は、この定款に別段の定めのある事項の外次の事項を審議決定する。

（1）総会に付議する事項

（2）総会の委任に基く事項

（3）この定款の施行に必要な細則の制定、変更又は廃止

（4）その他業務執行に必要な事項

（理事会の召集及び議長）

第 29 条 理事会は、会長が之を召集し、その議長となる。

2 理事会の召集は、会日の 5 日前までにその会議の目的たる事項並びに開催日時及び場所を記載した書面を以って理事に通知しなければならない。

（理事の定足数）

第 30 条 理事会は、理事総数の過半数の出席を以って成立する。

（理事会の議決方法）

第 31 条 理事会の議事は、出席理事の過半数を以って之を決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（書面による議決）

第 32 条 時宜により会長は简单なる事項については、書面による票決により臨時総会(第 19 条 第 3 項によるものを除く)及び理事会の議決に代えることが出来る。

2 前項による議決においては、第 24 条及び前条の議決方法を準用する。

（専門委員会及び部会）

第 33 条 本会に、各般の専門事項を調査研究するため専門委員会を置くことが出来る。

2 本会に、産業別、業種別若しくは企業規模別等の区分により部会を設け、当該部会にかか
る諸問題を研究処理することができる。

3 前 2 項の運営に関しては、会長が理事会にはかり別に定める。

第 6 章 資産及び会計

（資産）

第 34 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものからなる。

（1）設立当初の別紙財産目録記載の財産

（2）会費

（3）入会金

（4）寄附金

（5）事業及び財産の運用によって生ずる収入

（6）その他の収入

（資産の管理及び運用）

第 35 条 本会の資産の管理及び運用の方法は、理事会の議決により之を定める。

（事業年度）

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

（事業計画及び予算）

第 37 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会が編成し、通常総会の議
決を受けなければならない。

（事業報告及び決算）

第 38 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後理事会が作成し、財産目録及び監
事の意見を添えて之を通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

（経費の支弁）

第 39 条 本会の事業遂行に必要な経費は、第 34 条第 2 号から第 6 号までに規定する資産を以
って支弁する。但し、必要やむを得ない場合は、理事会の議決を経て同条第 1 号に規定する
資産を充当することが出来る。

（剰余金の処分）

第 40 条 決算の結果剰余金又は不足金を生じたときは、その全部を翌年度に繰越すものとする。

（監査）

第 41 条 理事会は、毎年 4 月 30 日迄に前事業年度末現在における次の書類を作成し、之を監
事に提出することを要する。

（1）収支決算書

(2) 財産目録、貸借対照表

2 監事は、前項の書類を受理したときは遅滞なく之を監査し意見を附して総会に報告することを要する。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席会員4分の3以上の議決を経ることを要し、且主務官庁の認可を受けなければならない。

第8章 解散

(解散)

第43条 本会を解散しようとするときは、総会において出席会員4分の3以上の議決を経なければならない。

(清算人)

第44条 本会が解散したときは、総会において理事中から清算人を選任する。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散に伴う残存財産は、総会の議決を経、且主務官庁の認可を受けて、本会と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(雑則)

第46条 本定款の施行に必要な規程、細則等は理事会において之を定める。